

## 横浜市プレミアム付商品券実行委員会 委託に関するプロポーザル実施取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市プレミアム付商品券実行委員会（以下「実行委員会」という。）の発注する委託について、横浜市プレミアム付商品券実行委員会経理規程第22条第2項に基づき、プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合の事務取扱について定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、プロポーザル方式とは、委託の受託候補者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募し、当該委託に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書の提出を受け、原則として提出された書類をもとにヒアリングを実施した上で、当該提案内容の審査及び評価を行い、当該委託の履行に最も適した受託候補者を特定する方式をいう。

### (対象)

第3条 実行委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、実行委員会において発注仕様を定めることが困難等標準的な業務の実施手続が定められていない業務について、必要と認める場合は、プロポーザル方式により受託候補者の特定を行うことができる。

### (審議事項)

第4条 委員長は、プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合は、次に掲げる事項を審議しなければならない。

- (1) 評価委員会の設置及び評価委員の選定
- (2) 実施要領の作成
- (3) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト、評価基準、ヒアリングの有無その他採点が同点の場合の取扱等受託候補者の特定に必要な事項の設定
- (4) 提案資格の決定

### (評価委員会の設置)

第5条 委員長は、プロポーザル方式により受託候補者を特定することに決定した業務について、プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、第15条及び第16条の定めるところにより、受託候補者を特定しなければならない。

2 評価委員会は、委員長が前条第2号及び第3号の規定により設定した受託候補者の特定に必要な事項に基づき、提案を評価する。

(評価委員会の構成)

第6条 委員長は、評価委員会に役員を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 評価委員会委員長にあつては、横浜市経済局長
  - (2) 評価委員会副委員長にあつては、一般社団法人横浜市商店街総連合会会長
- 2 評価委員会委員は、実行委員会委員及び事務局長をもって構成する。ただし実行委員会委員長及び監事の職にある者を除く。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長は必要に応じて実行委員会以外の機関に属する者を評価委員会の構成員とすることができる。

(事務局)

第7条 プロポーザルに係る事務については、横浜市経済局商業振興課（以下「事務局」という。）において行う。

(提案資格)

第8条 委員長は、プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合は、発注する契約ごとに次の各号に定める事項を、当該委託に係る提案資格として定める。

- (1) 当該年度の横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載され、かつ、当該契約に対応するとして定めた種目について登録が認められた者であること。
  - (2) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの間において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による停止措置を受けていない者であること。
  - (3) その他委員長が必要と認める事項
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号に定める事項を満たす者は、有資格者名簿に登載された者とみなす。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる事項に該当する者でないこと。
  - (2) 市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
  - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第24条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（いずれの届出についても、届出義務がない場合を除く。）。
  - (4) 当該提出書類に虚偽の記載をした者でないこと。

- (5) 横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者のいずれにも該当しないこと。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号)第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がないこと。

(共同事業体)

- 第 9 条 委員長は、委託業務の内容に応じて、単体企業に加え、共同事業体のプロポーザルへの参加を認めることができる。
- 2 共同事業体の構成員は、単体企業として当該プロポーザルに参加することができない。
  - 3 委員長が認める場合は共同事業体の代表構成員以外の構成員は、当該プロポーザルの他の共同事業体の構成員（代表構成員を除く）に参加することができる。
  - 4 前条の規定は、共同事業体の構成員の提案資格について準用する。

(実施の公表)

- 第 10 条 委員長は、プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合は、当該契約ごとに、次に掲げる事項を、ホームページその他の方法により公表する。
- (1) 委託名、委託内容及び履行期限
  - (2) 提案資格
  - (3) 提案内容の評価基準
  - (4) 担当部署
  - (5) プロポーザル関係書類提出要請書交付の期間、場所及び方法
  - (6) 提案書提出の期限、場所及び方法
  - (7) ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日、その他ヒアリングに係る事項
  - (8) 契約書作成の要否
  - (9) 関連情報を入手するための照会窓口
  - (10) 評価が同点となった場合の措置
  - (11) その他委員長が必要と認める事項

(参加表明手続)

- 第 11 条 プロポーザル方式に於いて提案書の提出を希望する者は、当該公表において指定する日までに、発注する契約ごとに、プロポーザル参加意向申出書（以下「参加意向申出書」という。）（様式 1）及び必要書類（当該公表において指定された場

合に限る。)を委員長に提出しなければならない。

- 2 共同事業体として提案書の提出を希望する共同事業体の代表者は、参加意向申出書(共同事業体協定書兼委任状)(様式2)及び必要書類(当該公表において指定された場合に限る。)を委員長に提出しなければならない。

(参加意向申出者の提案資格の確認等)

第12条 委員長は、前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者(以下「参加意向申出者」という。)について、第8条の規定に基づく当該契約に係る提案資格を満たす者であるかを確認する。

- 2 委員長は、参加意向申出者のうち提案資格を満たすことが確認できなかった者については、当該契約の提案者としてはならない。

(提案資格確認の通知)

第13条 委員長は、参加意向申出者に対し、プロポーザル関係書類提出要請書等において指定する日までに、提案資格の確認の結果を参加資格確認結果通知書(様式3)により通知する。

- 2 前項の通知を行う場合、提案者として提案資格が認められなかった参加意向申出者に対しては、提案資格が認められなかった旨及びその理由を記載する。
- 3 第1項の参加資格確認結果通知書により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた参加意向申出者は、委員長に対して書面により、その理由についての説明を求めることができる。

(提案書の提出要請)

第14条 委員長は、前条の規定により提案資格を満たす者であることを確認した者に対し、プロポーザル関係書類提出要請書(様式4)により提案書(様式5)の提出を要請する。

(評価委員会の審議)

第15条 評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 評価委員会の各評価委員は、提案書及びヒアリングを実施した場合における提案者の提案の内容により、評価基準に基づき、独立して提案者の提案の優劣を判定し、評価委員会は、各評価委員の判定に基づく採点の合計点により提案者の中から一位の者を決定する。
- 3 評価委員の採点は、評価委員会で集計し合計点を算出するものとし、評価委員は、その採点が集計及び合計点に適正に反映されているか、その結果を確認しなければならない。

(受託候補者の特定)

第 16 条 委員長は、評価委員会から受託候補者として特定すべきものについて報告を受け、決裁をもって受託候補者として特定する。

- 2 委員長は、受託候補者として特定した者（以下「特定者」という。）及び特定しなかった者（以下「非特定者」という。）に結果通知書（様式 6）により通知する。
- 3 前項の通知を行う場合、特定者及び非特定者に対し、評価結果の順位とそれぞれ特定された理由又は特定されなかった理由を付すものとする。
- 4 非特定者は、委員長に対して書面により、その理由についての説明を求めることができる。
- 5 委員長は、特定者に対して当該委託に係る契約締結の交渉を行う。この場合において、受託候補者が提案書に記載した予定技術者等の変更は、原則として認めない。ただし、委員長が必要と認める場合はこの限りではない。

(提案資格の喪失等)

第 17 条 当該委託について提案資格を有することについて委員長の確認を受けた者が、資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことが出来ないものとし、既に提出された提案書は無効とする。

- (1) 第 8 条に規定する当該契約に係る提案資格を満たさないこととなったとき
  - (2) 参加意向申出書又は提案書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- 2 前項の場合において、委員長は、当該提案者に対し、その契約に係る提案を行うことが出来ない理由を付して通知する。

(提案書の事前評価)

第 18 条 委員長が必要と認める場合は、評価委員会において、あらかじめ定めた基準に基づき提案書の事前評価を行い、基準を満たした提案書についてのみ、ヒアリングを行った上で評価をすることができる。

(特定結果の公表)

第 19 条 受託候補者の特定結果については、ホームページに公表する。

(委任)

第 20 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附則

この要綱は平成 31 年 4 月 9 日から施行する。

(様式1)

年 月 日

横浜市プレミアム付商品券実行委員会  
委員長

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 参 加 意 向 申 出 書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(様式2)

年 月 日

横浜市プレミアム付商品券実行委員会  
委員長

共同事業体名  
代表者 住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名



### 参加意向申出書（共同事業体協定書兼委任状）

件 名	
-----	--

上記の件について、プロポーザルに参加するため、以下のとおり共同事業体を結成し、横浜市プレミアム付商品券実行委員会との間における下記事項に関する権限を代表に委任して申請します。

共同事業体の名称	
共同事業体の代表者（受任者）	住 所 商号等 職・氏名 
共同事業体事務所所在地	
共同事業体担当者連絡先	担当部署 職・氏名 電話番号 ファックス 電子メール
共同事業体の構成団体（委任者）	<代表構成団体> 住 所 商号等 職・氏名 分担業務 

	<その他の構成団体> 住 所 商号等 職・氏名 分担業務	 使用印鑑
	<その他の構成団体> 住 所 商号等 職・氏名 分担業務	 使用印鑑
共同事業体の成立、解散の時期及び委任期間	年 月 日から当該事業の受託期間終了後3か月を経過する日まで。ただし、当共同事業体が当該事業の受託者とならなかった場合はただちに解散します。	
委 任 事 項	1 受託者特定の申請に関する件 2 経費の請求及び受領に関する件 3 契約に関する件	
そ の 他	1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 この協定書に定めのない事項については、構成団体全員により協議することとします。	

※共同事業体を結成して公募に参加する場合はこの様式を提出してください。また、共同事業体の構成団体の数が3者を上回る場合は、この様式に準じて様式を作成してください。

(様式3)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市プレミアム付商品券実行委員会  
委員長

## 参加資格確認結果通知書

次の件について、参加資格確認結果を通知します。

件名：

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。

理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、年 月 日までに へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(様式4)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市プレミアム付商品券実行委員会  
委員長

## プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提案書を提出していただきたく通知します。

件名：

提出書類

提案書（提出期限 月 日）

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

備考

プロポーザルの提出要請書には、当該事業の概要・基本計画等、プロポーザルの手続、プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項、評価委員会及び評価に関する事項その他必要と認める書類を添付すること。

(様式5)

年 月 日

横浜市プレミアム付商品券実行委員会  
委員長

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 提 案 書

次の件について、提案書を提出します。

件名：

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(様式6)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市プレミアム付商品券実行委員会  
委員長

## 結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：

結果①：最適であると特定しました。

契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果②：次の理由により特定しませんでした。

理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、年 月 日までに へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail